

平成二十八年八月臨時会

平成 28 年 第 2 回

菊陽町議会 8 月臨時会会議録

平成 28 年 8 月 8 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

第2回菊陽町議会8月臨時会会議録

平成28年8月8日（月）開会

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程

(平成28年第2回菊陽町議会8月臨時会)

平成28年8月8日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出承認第8号から議案第37号を一括議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定）

日程第7 議案第36号 平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について

日程第8 議案第37号 工事請負契約の締結について（菊陽北小学校校舎増築工事（建築））

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	大久保 輝 君	2番	阪 本 俊 浩 君
3番	西 本 友 春 君	4番	那 須 眞 理 子 君
5番	佐々木 理美子 君	6番	中 岡 敏 博 君
7番	吉 本 孝 寿 君	8番	吉 山 哲 也 君
9番	北 山 正 樹 君	10番	坂 本 秀 則 君
11番	石 原 武 義 君	12番	岩 下 和 高 君
13番	大 塚 昇 君	14番	川 俣 鐵 也 君
15番	上 田 茂 政 君	16番	小 林 久 美 子 君
17番	甲 斐 榮 治 君	18番	渡 邊 裕 之 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行 徳 君
書 記 山 川 眞 喜 子 君
書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	後 藤 三 雄 君	副 町 長	井 手 義 隆 君
教 育 長	赤 峰 洋 次 君	教 育 次 長	徳 淵 盛 也 君
総 務 部 長	吉 野 邦 宏 君	福 祉 生 活 部 長	佐 藤 清 孝 君
産 業 建 設 部 長 兼 商 工 振 興 課 長	松 本 洋 昭 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 崎 謙 三 君

総務部審議員兼 総務課長	吉川義則君	総合政策課長	阪本浩徳君
財政課長	東桂一郎君	税務課長	酒井章彦君
福祉課長	西本一浩君	福祉生活部審議員兼 子育て支援課長	宮本義雄君
健康・保険課長	阪本章三君	介護保険課長	市原憲吾君
町民課長	宮川照之君	西部支所長	服部誠也君
産業建設部審議員兼 農政課長	志垣敏夫君	建設課長	小野秀幸君
産業建設部審議員兼 都市計画課長	大山陽祐君	産業建設部審議員兼 環境生活課長兼 下水道課長	今村敬士君
総務課長補佐兼 総務法制係長	中島秀樹君	学務課長	士野公典君
生涯学習課長兼 中央公民館長	古賀直之君	図書館長	矢野信哉君
農業委員会事務局長	川上一弘君		

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

ただいまから平成28年第2回菊陽町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、17番甲斐榮治君、1番大久保輝君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 町長提出承認第8号から議案第37号を一括議題

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、町長提出承認第8号から議案第37号までの3件を一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長の提案理由の説明

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成28年第2回菊陽町議会臨時会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

平成28年熊本地震の災害復旧・復興対策については、スピード感を持って確実に進め、安全で安心できる生活を回復し、震災前の生活や事業活動を一日も早く取り戻し、加えて、一歩進んで将来につながるような復興を進めているところであります。今後とも、議員各位の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成28年第2回菊陽町議会臨時会の付議事件について提案理由を申し上げます。

承認第8号は、菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、平成28年熊本地震により被災した被保険者の介護保険第1号保険料を災害のあった日の属する月にさかのぼって減免を行うために、減免申請の期限を延長する必要がある、菊陽町介護保険条例の一部改正を専決処分したものであります。

議案第36号は、平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

7月の臨時議会で補正予算について可決いただきましたが、平成28年熊本地震に伴う急を要する災害復旧関係の予算が必要となりましたので、緊急に補正をお願いするものであります。内容は、歳入歳出予算の総額に5億6,250万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を156億6,551万4,000円と定めるものであります。歳入の主なものは、地方交付税を8,394万5,000円、県支出金を4億925万7,000円増額するものです。一方、歳出の主なものは、災害復旧費を5億4,708万8,000円増額するものであります。

議案第37号は、菊陽北小学校校舎増築工事（建築）請負契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

菊陽北小学校において、菊陽第二土地区画整理事業や集落内開発制度等の宅地開発により児童数が増加し、平成29年度には教室不足となることから増築工事を行うものです。工事の内容は、軽量鉄骨づくり2階建て、延べ床面積681.9平方メートルの建築工事となります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げますが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 提案理由の説明は終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定）**

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、承認第8号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） 皆さんおはようございます。

承認第8号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

承認第8号は、菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして報告

し、承認を求めるものです。

経過を申しますと、1枚めくっていただき、専決処分書の下に理由がありますように、平成28年熊本地震により被災した被保険者に係る介護保険の第1号保険料を災害のあった日の属する月にさかのぼって減免を行うことに伴い、減免申請の期限を延長する必要が生じたので、菊陽町介護保険条例の一部を改正するものであります。

改正条文につきましては、参考資料の新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表を御覧ください。

介護保険料の減免につきましては、介護保険条例の第11条に規定しており、同条第1項では、その対象となる第1号被保険者として、住宅の半壊以上の損害を受けた者、主たる生計者が死亡したり重大な障害を受けるなどにより収入が著しく減少した者などを定めております。同条第2項におきましては、保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の者は納期限前7日までに、特別徴収の者は年金支払い月の前々月の15日までに申請書を町長に提出しなければならないとされております。今回の熊本地震の発生により多くの方が被災され、日常生活に混乱が生じたことに鑑み、災害その他やむを得ない理由により当該申請期限までに申請書を提出できないときの救済策として第4項を追加し、当該申請期限までに申請書を提出できないと認められるときは、町長は期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長することができることとしたものであります。

なお、熊本地震による介護保険料の減免に対する特別調整交付金の算定基準について厚生労働省から通知があつておきまして、それに従って、期日については平成28年度内を申請期限とし、その他必要な事項として、国が示しました減免基準をもとに規則を設けることとしております。

最後に、専決処分書に戻っていただき、附則におきまして、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月14日から適用することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第8号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第36号 平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、議案第36号平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東 桂一郎君） おはようございます。

議案第36号平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

町長の提案理由にありましたように、平成28年熊本地震に伴う急を要する災害復旧関係の予算が必要となりましたので、補正をお願いするものであります。

内容につきましては主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては、御質問に応じ、担当課長等がお答えしますので、よろしく願いいたします。

まず、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に5億6,250万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を156億6,551万4,000円と定めるものであります。

第2条では、地方債の変更を第2表で定めています。

次の2ページ、3ページは第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は、5ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

4ページをお開きください。第2表地方債補正の1、変更は、一般単独災害復旧事業について限度額を1,930万円増額し、1億8,880万円に変更するものです。合計で、平成28年度の地方債の限度額を17億3,300万円とするものであります。

5ページからは、補正予算に関する説明書になります。

6ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書です。まず、1、総括の歳入です。款の12地方交付税を8,394万5,000円増額、款の17県支出金を4億925万7,000円増額、款の20繰入金を5,000万円増額、款の23町債を1,930万円増額しています。

以上、歳入合計は、補正額として5億6,250万2,000円の増額となり、総額は156億6,551万4,000円となります。

7ページを御覧ください。歳出になります。款の1議会費を346万5,000円増額、款の2総務費を30万2,000円増額、款の3民生費を500万円増額、款の9消防費を12万9,000円増額、款の11災害復旧費を5億4,708万8,000円増額、款の14予備費を651万8,000円増額しています。

以上、歳出合計も補正額として5億6,250万2,000円の増額となり、総額は156億6,551万4,000円となります。なお、財源の内訳は記載のとおりでございます。

8ページをお開きください。次は、2の歳入です。款の12地方交付税は、特別交付税を8,394万5,000円計上しています。これは、被災農業者向け経営体育成支援事業の町負担額に対

し、特別交付税が措置されるものを計上しています。

款の17県支出金、項の2県補助金、目の9災害復旧費県補助金、節区分の1農林水産業災害復旧費補助金は、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金を4億925万7,000円計上しています。

款の20繰入金は、一般財源の不足から財政調整基金繰入金を5,000万円増額し、財政調整基金繰入金の計を7億6,000万円としております。

9ページを御覧ください。款の23町債は、災害復旧債を1,930万円増額しています。これは、中央公民館と「さんふれあ」の災害復旧事業に対する一般単独災害復旧事業債であります。なお、災害復旧債は、補正前の額が5億1,100万円で、今回の補正額1,930万円により、合計額は5億3,030万円になります。

10ページをお開きください。次は、3の歳出です。款の1議会費、項の1議会費、目の1議会費は、災害復興支援特別委員会の研修事業費を346万5,000円計上しております。

11ページを御覧ください。款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、災害復旧・復興関係の特別旅費を30万2,000円計上しております。

12ページをお開きください。款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費は、災害見舞金を500万円計上しております。

13ページを御覧ください。款の9消防費、項の1消防費、目の4防災管理費は、節区分の18備品購入費で議員の夏用防災服費を12万9,000円計上しております。

14ページをお開きください。款の11災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費、目の1農林災害復旧費は、節区分の11需用費で「さんふれあ」の施設修繕費を63万1,000円計上しております。次に、節区分の19負担金、補助及び交付金で、被災農業者向け経営体育成支援事業として施設撤去費や施設等復旧費の補助金を5億2,768万3,000円計上しています。なお、この被災農業者向け経営体育成支援事業の詳細については、この説明の後、担当課の農政課長から説明があります。

項の4文教施設災害復旧費、目の2社会教育施設災害復旧費は、中央公民館の災害復旧事業を1,877万4,000円計上しております。

15ページを御覧ください。項の14予備費は、調整のため651万8,000円増額し、計を1億1,259万1,000円としております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長、説明を求めます。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君） では、農政課予算の方の被災農業者向け経営体育成事業について説明します。

この事業は、4月に発生しました熊本地震により被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物の生産、加工施設の復旧等の経費を支援し、被災前と変わらず継続した農業経営を行っていただくことを目的としています。

その助成対象者は、熊本地震により農業用施設等が被災した者であって、地方公共団体による支援や融資を受けて被災施設の復旧または倒壊した畜舎等の撤去を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者であり、認定農業者に限らず、前年度の農産物の販売額が50万円以上の農業者を対象としております。幅広く救済する事業となっております。

また、支援の対象としては、平成28年度4月14日以降の取組で、農産物の生産に必要な施設または生産した農産物の加工に必要な施設の復旧や、農業被災前の当該施設と同程度の施設の取得及び附帯施設の整備または修繕するために必要な資材の購入、農産物の生産に必要な農業用機械、生産した農産物の加工にかかわる必要な機械並びに附帯施設の取得またはその修繕となっております。また、倒壊した農産物の生産に必要な施設等の撤去などを対象としております。

その助成率は、再建、修繕については最大10分の9、撤去については最大10分の10であります。個別の農家の状況により助成率が異なるところでありますので、被災状況調査を行い、本人の意向を聞きながら対応しているところであります。

現在の申し出の状況は、問い合わせが207件ありますが、そのうち事業に該当すると思われる件数が98件で、そのうち65件の現地調査を終わっております。今後、農業者からの見積書提出に伴い、個別の審査を経て計画申請書を作成し、国、県の承認を得て額の確定を行うところであります。なお、7月補正で19件分を御承認いただき、今回の8月補正では75件分を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第37号 工事請負契約の締結について（菊陽北小学校校舎増築工事（建築））

○議長（渡邊裕之君） 日程第8、議案第37号工事請負契約の締結について（菊陽北小学校校舎増築工事（建築））についてを議題とします。

学務課長、説明を求めます。

○学務課長（士野公典君） おはようございます。

議案第37号工事請負契約の締結について説明いたします。

菊陽北小学校校舎増築工事（建築）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年菊陽町条例第31号）第2条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を説明いたします。

1、契約の目的、菊陽北小学校校舎増築工事（建築）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、1億1,826万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字原水3316番地、株式会社坂本建設、代表取締役坂本俊正でございます。

次に、児童数及び学級数について説明いたします。

町長の提案理由にありましたように、菊陽北小学校校区は菊陽第二土地区画整理事業や集落内開発制度などの宅地開発によりまして児童数が増加しており、平成29年度には教室不足となることから校舎の増築を行うものでございます。平成28年度の普通学級は、1年生から3年生までが各2クラス、4年生から6年生が各1クラスで合計9クラス、児童数は271名です。住民基本台帳によりますと、平成29年度には16名、平成30年度は11名、平成31年度は12名増加しまして、平成31年度には普通学級全ての学年が2クラスとなり、合計12クラス、児童数は310名となる見込みでございます。また、平成32年度は4名、平成33年度は13名、平成34年度は6名増加しまして、平成34年度の児童数は333名となる見込みでございます。

なお、増築後の教室数は、普通教室が9クラスから12クラスで、全学年2クラスに対応できる計画としております。特別支援教室は3教室で変わりません。それから、少人数教室としまして、増築校舎の1階に1教室計画しております。それから、特別教室が5教室から7教室で、合計で17教室から23教室となる計画でございます。

次に、工事の施工場所及び内容を説明いたします。

参考資料の次の図面を御覧ください。図面は、菊陽北小学校の校舎増築工事の配置図でございます。着色部分が本工事の施工箇所になります。赤色が校舎増築棟、ピンクが外構工事の範囲となります。校舎増築棟の構造は軽量鉄骨づくりで、階数は2階建てでございます。各階の面積は、1階、2階とも340.95平方メートルで、延べ床面積681.90平方メートルでございます。また、既存校舎と接続する渡り廊下は、軽量鉄骨づくり平家建て、建築面積7.99平方メートルでございます。それから、外構工事としまして、雨水排水工事、インターロッキング工事、それからのり面保護工事などを計画しております。

次の図面を御覧ください。1階の平面図です。着色箇所が校舎増築棟の施工箇所になります。既存の普通教室棟とは渡り廊下で結びまして、図面左側、西側から普通教室を2教室、階

段下物置、内部階段、生徒用の男女トイレ、それから廊下を挟みまして東側に少人数教室、廊下北側に手洗い3か所を計画しております。

次の図面の2階平面図を御覧ください。1階と同様に、着色箇所が校舎増築棟の施工箇所になります。図面左側、西側より普通教室を2教室、内部階段、生徒用の男女トイレ、多目的室、それから廊下北側に1階同様、手洗い3か所を計画しております。

なお、少人数教室及び多目的室は、将来のさらなる児童数の増加を見込みまして、普通教室として使用できるよう整備を行う計画としております。

次のページには、立面図を添付しております。

工期につきましては、平成28年8月9日から平成29年3月24日までとしております。

以上で学務課の説明を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（東 桂一郎君） それでは、菊陽北小学校校舎増築工事（建築）の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、工事の規模や工事の内容、町内の建築工事業者の受注機会の確保などを勘案し、7月15日の指名審査会を経まして、町内の建築業者及び町内に営業所がある建築業者で、熊本県の建築一式工事における格付がA2ランクの4社とBランクの2社の計6社を指名しました。指名競争入札は7月27日に執行し、指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりでございますが、最低の価格で入札のあった4番目の株式会社坂本建設を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格1億2,069万円に対しまして落札価格は1億1,826万円で、落札率は97.99%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） この図面を見ますと、体育館や図書館へのアクセスする渡り廊下等は検討されていないようですが、それ理由が何かあるんですか。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（士野公典君） 図書館の方からは渡り廊下がありませんので、こちらから渡り廊下で結ぶというのは不可能ではないかと思えます。普通教室棟の高学年教室、こちらの廊下の方から渡り廊下で結ぶという計画にしております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） 図面を見てもらうと分かるように、新築の校舎から体育館まではコの字型にぐるっと回らないかんですね。かなり高低差もありますし、階段上りおりもしなければならぬので、将来的にここは渡り廊下等を検討していただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（渡邊裕之君） 質問ですか。要望ですか。

○10番（坂本秀則君） 要望です。

○議長（渡邊裕之君） じゃ、よろしいですね。

ほかに質疑ありませんか。

那須眞理子君。

○4番（那須眞理子君） 初歩的なことを質問させていただきます。

入札が何回かこれまであっておりますけれども、今度の場合が一番安い坂本建設様に決まったわけですけれども、2番手が藤島工務店ですけれども、この値段差が955万円ぐらいありますけれども、こういう場合は一番最低価格で決まるものですか、それともいろんな条件、例えばこういうところはこういう素材を使うとか、そういうことも中に入って決まるものですか、それを教えてください。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（東 桂一郎君） 今回の指名競争入札につきましては、最低価格のところでは落札ということにしております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで平成28年第2回菊陽町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時30分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議員 渡 邊 裕 之

菊陽町議会議員 甲 斐 榮 治

菊陽町議会議員 大久保 輝

菊陽町議会会議録
平成28年第2回8月臨時会

平成28年8月発行

発行人 菊陽町議会議長 渡邊 裕之

編集人 菊陽町議会事務局長 堀 行徳

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919